

ストックセールス及び海外子会社経由取引に係る
貿易一般保険包括保険追加特約書

令和8年3月26日 26 - 制度 - 00036

(以下「甲」という。)と株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)との間に、ストックセールス(貿易一般保険運用規程(平成29年4月1日17-制度-00045。以下「運用規程」という。)第1条第19号に定めるものをいう。以下同じ。)及び海外子会社経由取引(運用規程第1条第21号に定めるものであって、輸出契約等の相手方が同条第20号イに該当する海外子会社(以下「海外子会社」という。)である場合に限る。以下同じ。)に係る貿易一般保険包括保険追加特約書を次のとおり締結するものとする。

第1章 総則

(本追加特約書の対象)

第1条 保険契約の種類に応じて、本追加特約書のうち次の各号に定める規定を適用する。

- 一 甲が輸出組合又はこれに準ずる団体(以下「組合等」という。)に該当する場合には、甲と日本貿易保険が 年 月 日付で締結した貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書(以下「鋼材特約書」という。)及び貿易一般保険包括保険(鋼材)追加特約書(以下「鋼材追加特約書」という。)が適用される保険契約であって、鋼材特約書第1条に定める対象契約に係るもの(ただし、鋼材特約書に係る保険契約の不てん補部分を対象として個別保険を締結する場合は、当該個別保険部分を含むものとする。)については、第2条から第10条及び第14条から第16条。
- 二 甲が組合等に該当する場合には、甲と日本貿易保険が 年 月 日付で締結した貿易一般保険包括保険(機械設備)特約書(以下「機械包括特約書」という。)、貿易一般保険包括保険(船舶)特約書(以下「船舶包括特約書」という。)又は貿易一般保険包括保険(鉄道システム)特約書(以下「鉄道システム包括特約書」といい、機械包括特約書、船舶包括特約書及び鉄道システム包括特約書を総称して以下「設備財包括特約書」という。)及び貿易一般保険包括保険(機械設備)追加特約書(以下「機械包括追加特約書」という。)、貿易一般保険包括保険(船舶)追加特約書(以下「船舶包括追加特約書」という。)又は貿易一般保険包括保険(鉄道システム)追加特約書(以下「鉄道システム包括追加特約書」といい、機械包括追加特約書、船舶包括追加特約書及び鉄道システム包括追加特約書を総称して以下「設備財包括追加特約書」という。)が適用される保険契約であって、関連する設備財包括特約書第1条に定める対象契約に係るものについては、第2条から第11条及び第14条から第16条。
- 三 甲が組合等に該当しない場合には、甲と日本貿易保険が 年 月 日付で締結した貿易一般保険包括保険(企業総合)特約書(以下「企業総合包括特約書」という。)が適用される保険契約であって、同特約書第1条に定める対象契約に係るものについては、第2条から第10条、第12条及び第14条から第16条。
- 四 甲が組合等に該当しない場合には、甲と日本貿易保険が 年 月 日付で締結した貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)特約書(以下「技術提供特約書」という。)及び貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)追加特約書(以下「技術提供追加特約書」という。)が適用される保険契約であって、技術提供特約書第1条に定める対象契約に係るものについては、第2条から第10条及び第13条から第16条。

(定義)

第2条 本追加特約書において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号）、貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）及び運用規程によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 「販売貨物」とは、販売契約等に係る輸出貨物等をいう。
- 二 「販売契約等の支払人」とは、販売契約等に係る代金等の支払人をいう。

第2章 スtockセールス

(保険期間)

第3条 Stockセールスに係る輸出契約につき保険契約を締結する場合の保険期間は、次の各号のとおりとする。

- 一 保険責任の開始日は、保険契約の締結日とする。ただし、鋼材特約書に係る保険契約のてん補部分を対象として個別保険を締結する場合は、当該個別保険部分に係る保険責任の開始日は、保険契約の締結の日から5日を経過した日とする。
- 二 保険責任の終了日は、輸出契約において定められた決済期限とする。

第3章 海外子会社経由取引

第1節 共通の取扱い

(本章の対象)

第4条 本章の規定は、海外子会社経由取引に係る輸出契約等について、販売契約等の相手方及びその所在国において生じた事由をてん補事由として保険契約（以下「海外子会社経由取引に係る保険契約」という。）を締結する場合に適用する。

(申告書の提出)

第5条 本追加特約書に基づき海外子会社経由取引に係る保険契約を締結することを希望する場合は、事前に別添の「海外子会社経由取引に係る申告書」（以下「申告書」という。）が日本貿易保険の本店に提出されなければならない。

- 2 前項に基づいて申告書が提出された後、本追加特約書が終了するまでに申告書に記載のない海外子会社について海外子会社経由取引に係る保険契約の締結を希望する場合は、事前に当該海外子会社に関する事項を追加して記載された申告書が日本貿易保険の本店に再度提出されなければならない。

(てん補事由の読替え等)

第6条 約款第4条第9号及び同条第11号から第14号のてん補事由に係る規定の適用にあつては、それぞれ次の各号のとおり読み替えるものとする。

- 一 約款第4条第9号にあつては「九 前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由（保険契約締結の当時取得することを必要とした輸入許可又は為替の割当を取得できないこと及び保険契約締結の当時取得していた輸入許可の効力に付されていた条件又は期限により輸入許可が効力を失ったことを除く。）であつて、被保険者、海外子会社又は販売契約等の支払人の責めに帰することができないもの」
- 二 同条第11号にあつては「十一 販売契約等の支払人が外国の政府、州政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者である場合において、当該支払人が販売契約等を一方的に破棄したこと又は次に掲げるいずれかの事由により海外子会社が販売契約等を解除したこと（被保険者又は海外子会社の責めに帰することができない場合に限る。）。
- イ 販売契約等の支払人から販売契約等で定めた条件につき変更（当該変更に伴う被保険者の改造等に要する支出増加見込額が輸出契約等に基づく輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸により被保険者が取得し得べかりし利益相当額を

超えると認められるものに限る。)の申込みがあったこと。

ロ 貨物の船積前において、販売契約等の支払人から販売契約等で定めた決済期限又は船積期日若しくは引渡日につき1年以上の期間の繰延べの申込みがあったことを原因として、海外子会社から輸出契約等で定めた決済期限又は船積期日につき1年以上の期間の繰延べの申込みがあったこと。

ハ 販売契約等に基づき貨物の船積前において決済されるべき金額につき1年以上の支払遅延があったことを原因として、輸出契約等に基づき貨物の船積前において決済されるべき金額につき1年以上の支払遅延があったこと。

ニ その他イからハまでに準ずる事実があったこと。」

三 同条第12号にあっては「十二 販売契約等の支払人についての破産手続開始の決定(破産手続開始の決定の事実が公的機関により明らかにされた場合に限る。)」

四 同条第13号にあっては「十三 販売契約等の支払人についての破産手続開始の決定に準ずる事由(支払不能の事実が公的機関により明らかにされた場合に限る。)」

五 同条第14号にあっては「十四 販売契約等の支払人の3月以上の債務の履行遅滞を原因とする海外子会社の3月以上の債務の履行遅滞(被保険者又は海外子会社の責めに帰することができないものに限る。)」

2 前項の規定により読み替えて適用する約款第4条第9号に規定する「本邦外において生じた事由」には、海外子会社の所在国において実施される輸入、輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸の制限又は禁止、その他の本邦外において生じた事由を含むものとする。

3 日本貿易保険は、第1項の規定により読み替えて適用する約款第4条第14号の規定に従って、販売契約等の支払人の3月以上の債務の履行遅滞により輸出者等が被った損失をてん補する責めに任ずるが、販売契約等の支払人の債務の履行遅滞を原因としない海外子会社の債務の履行遅滞により輸出者等が被った損失はてん補する責めに任じない。

(損失を受けるおそれが高まる事情発生のお知らせ義務)

第7条 約款第16条の規定は、被保険者が販売契約等に係る損失を受けるおそれが高まる事情の発生を知ったときについて準用する。

(重大な内容変更等)

第8条 約款第22条の規定及び保険契約に鋼材特約書が適用される場合は鋼材特約書第6条の規定、設備財包括特約書が適用される場合は設備財包括特約書第6条の規定、企業総合包括特約書が適用される場合は企業総合包括特約書第6条の規定、技術提供特約書が適用される場合は技術提供特約書第5条の規定は、販売契約等に重大な内容変更等が行われた場合について準用する。

(回収金納付義務の読替え)

第9条 約款第35条第3項の規定にかかわらず、保険金の支払請求がなされた後において、輸出者等が海外子会社若しくは販売契約等の支払人に対し、又は海外子会社が販売契約等の支払人に対し販売貨物を引き渡した場合は、販売貨物に係る代金等の全額を輸出者等が回収したものとみなす。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合を除く。

(被保険者及び海外子会社の義務)

第10条 輸出者等は、輸出契約等に関し、約款、本追加特約書並びに保険契約に鋼材特約書が適用される場合は鋼材特約書及び鋼材追加特約書、設備財包括特約書が適用される場合は設備財包括特約書及び設備財包括追加特約書、企業総合包括特約書が適用される場合は企業総合包括特約書、技術提供特約書が適用される場合は技術提供特約書及び技術提供追加特約書の諸規定に基づく被保険者の義務を履行するため、販売契約等につい

て、海外子会社に当該義務と同様の義務を履行させるものとする。この場合、輸出者等は海外子会社に必要な協力をしなければならない。

第2節 設備財包括特約書に係る保険契約の取扱い

(読替え)

第11条 海外子会社経由取引に係る保険契約を締結する場合は、次の各号のとおり読み替えるものとする。

- 一 設備財包括特約書第4条第2項中「いずれかのもの」とあるのは、「当該代金等の支払人」と読み替えるものとする。
- 二 機械包括追加特約書及び船舶包括追加特約書別紙Ⅱ2中「対象契約の相手方」とあるのは、「販売契約等の支払人」と読み替えるものとする。

第3節 企業総合包括特約書に係る保険契約の取扱い

(読替え)

第12条 海外子会社経由取引に係る保険契約を締結する場合は、次の各号のとおり読み替えるものとする。

- 一 企業総合包括特約書第3条第2項中「いずれかのもの」とあるのは、「当該代金等の支払人」と読み替えるものとする。
- 二 企業総合包括特約書第3条第3項第2号中「この項、第5条及び第11条」とあるのは、「この項及び第5条」と読み替えるものとする。
- 三 企業総合包括特約書第3条第5項は、以下のとおり読み替えるものとする。

「日本貿易保険は、対象契約が仲介貿易契約のみに該当する場合であって、販売契約等の支払人が次の各号のいずれかに該当するとき（販売契約等の支払人の変更により該当することとなった場合を含み、それ以外の保険の申込みの後に該当することとなったときを除く。）は、前各項の規定にかかわらず約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。

- 一 買契約（輸出者等が、対象契約に基づいて販売するために、仕向国以外の外国の地域において生産され、加工され、又は集荷された貨物を購入する契約をいう。以下同じ。）の相手方の本店又は支店（買契約の相手方が支店の場合は、当該相手方の他の支店を含む。）
- 二 買契約の相手方と特定の資本関係がある者として、次のいずれかに該当するもの
 - イ 買契約の相手方の親会社又は子会社
 - ロ 買契約の相手方の直接親会社の直接子会社
 - ハ 議決権の過半数を買契約の相手方、買契約の相手方の直接親会社又は買契約の相手方の直接子会社のうちいずれか2者以上が保有する法人（イ及びロに該当する法人を除く。）
 - ニ イ、ロ及びハに該当する法人の支店
- 三 その他前各号に掲げる者と実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めたもの」

第4節 技術提供特約書に係る保険契約の取扱い

(読替え)

第13条 海外子会社経由取引に係る保険契約を締結する場合は、技術提供特約書第3条第2項中「いずれかのもの」とあるのは、「当該代金等の支払人」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(本追加特約書の終了)

第14条 対象包括特約書（第1条第1号の規定を適用する場合は鋼材特約書、同条第2号を適用する場合は設備財包括特約書、同条第3号を適用する場合は企業総合包括特約書、同条第4号を適用する場合は技術提供特約書をいう。以下同じ。）が終了した場合は、本追加特約書についても終了するものとする。

(本追加特約書の改正)

第15条 対象包括特約書に定める特約期間中に貿易保険法（昭和25年法律第67号）又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、その改正に従って本追加特約書を改正するものとする。

(本追加特約書の改定の申込み等)

第16条 対象包括特約書に定める特約期間中に外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、本追加特約書の改定を申込みことができる。

2 日本貿易保険は、甲が前項の申込みに応じないときは、本追加特約書を解除することができる。

上記のとおり追加特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲

印

株式会社日本貿易保険代表取締役社長名

印

附 則

この特約書は、令和8年10月1日から実施する。

別添

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

住所 _____
企業名 _____
代表者名 _____ 印

海外子会社経由取引に係る申告書

海外子会社経由取引（ _____ と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間における _____ 年 月 日付のストックセールス及び海外子会社経由取引に係る貿易一般保険包括保険追加特約書（以下「追加特約書」という。）に定めるものをいう。以下同じ。）について貿易一般保険を利用するにあたり、以下の事項について申告し、保険申込みの内容が当該申告の内容と異なる場合は、貿易一般保険約款（平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00001）第 9 条第 2 号に定める「故意又は過失により、事実を告げなかったとき又は真実でないことを告げたとき」に該当することを理解し、かつ追加特約書に定める規定が当社に適用されることに同意します。

- ① 海外子会社（追加特約書に定めるものをいう。以下同じ。）は以下に記載するものであること。

番号	会社名	所在国	住所	記載日
1.				
2.				
3.				
4.				
5.				
6.				
7.				
8.				
9.				
10.				

- ② ①に記載の所在国が、保険申込時点において日本貿易保険が別に定める引受基準に適合していること。

- ③ 販売契約等の支払人（追加特約書に定めるものをいう。）の不払があった場合には、当社と海外子会社との間の利益関係に影響が出るような仕組み（当社と海外子会社との間の契約が委託販売形式である、当社と海外子会社との間の契約中に if and when 条項がある等）によって、当該不払のリスクは当社が負うこ

とが保険申込時点において合意されており、保険金の支払の請求を行う場合は、当該合意の内容を示す書類を提出すること。

連絡先	担当者名：
	所属部署：
	電話番号：
	E-mail：

※海外子会社を追加することを希望する場合には、提出済みの最新の申告書の①に、当該内容を追記した本申告書を再度提出すること。